

2020年4月24日改正（案）

商工会理事選挙及び支部等設置細則（案）

商工会規約 6-2（理事の選挙と任期）及び同規約 7-13（支部）の詳細を定めるため、商工会理事選挙及び支部設置細則を定める。

1. （支部）

商工会に北東、中西、南部（旧サウス・メーコン・コロンバス）の3支部を置く。

2. （理事の選出及び欠員の補充）

理事は支部を選挙区とする選挙により選出する。支部長が総括主催者として選挙に責任を持つ。なお、任期中に支部選出理事に欠員が生じた場合、当該支部において補欠選挙を行い、欠員の補充を行うことができる。

3. （選挙の時期）

選挙の時期は各支部に一任するが、当該年度の支部長は、毎年12月末日までに次年度の支部選出理事を事務局長に届け出ることとする。

5. （支部長及び支部事務局長の選出）

各支部は、支部長を選出する。

支部長は、支部事務局長を指名することができる。

支部事務局長は、商工会事務局長及び事務局業務を支援する。